

公益社団法人石川県薬剤師会定款

平成 24 年 5 月 27 日 制 定
平成 25 年 4 月 1 日 施 行
平成 26 年 6 月 8 日 一部改正
平成 28 年 6 月 12 日 一部改正
平成 31 年 3 月 31 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、公益社団法人石川県薬剤師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、日本薬剤師会並びに石川県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、石川県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (8) 会員の福利厚生事業
- (9) その他会員を対象とした共益に関する事業

2 前項の事業は、石川県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体

- (3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した個人
- (4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。

(会員の資格の取得)

- 第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは総会において別に定める。
- 2 正会員は、本会が承認した薬剤師であり、同時に、日本薬剤師会の正会員になることとする。

(正会員の権利)

- 第7条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の義務)

- 第8条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
- 2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
 - 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。
 - 4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。
 - 5 前2項の会費等について、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充てるものとする。

(任意退会)

- 第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

(1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、正会員を除名したときは、除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき

2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失う。

3 会員の資格を喪失した場合、すでに支払われた会費等の返還はしない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の等の総額及びその支給の基準

(4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第16条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において正会員の中から選出する。

3 議長及び副議長は、役員を兼ねることはできない。

(議長及び副議長の職務等)

第17条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(議長及び副議長の任期)

第18条 議長及び副議長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された議長及び副議長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について他の正会員を代理人として委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第21条 正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第15条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 総会の議長、副議長及び会長並びに出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録署名人は議長が指名する。
- 4 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、10名以内を常

務理事とする。

- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及

び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第 29 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。支給額は、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

(責任の免除)

第 31 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない

と認められるときは、本会は法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

（構成）

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 33 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

（決議）

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

(常務理事会)

第 39 条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長より付議された事項の検討
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第 40 条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 前項の事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域・職域連絡協議会)

第 41 条 本会に、諮問機関として地域・職域連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の執行に関し、理事会から諮問された事項
 - (2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に関する事項
- 3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第 8 章 支部及び職域部会並びに委員会

(支部)

第 42 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、地域を同じくする会員は、理事会の承認を得て支部を設置することができる。

- 2 支部の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職域部会)

第 43 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

- 2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第 44 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 45 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第 46 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 47 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 48 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第一項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

3 定款及び正会員名簿を、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 役員の名簿及び正会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 51 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 53 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 54 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 55 条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 12 章 事務局

(事務局の設置)

第 58 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 13 章 補 則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事及び業務執行理事並びに理事の氏名は、次のとおりとし、その任期は第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、認定後最初の定時総会の時までとする。

代表理事

能村明文

業務執行理事

三浦智子、吉藤茂行、兼田春生、中村正人、西尾浩次

理事

北嶋浩成、中森慶滋、松田泰美、村田世里子、橋本昌子

崔 吉道、北山朱美、木戸千加、石浦祐喜子、柏原宏暢

地野幹子、藤原秀範、金田孝子、田端敏郎、下野啓介

泉 総英、今庄恵子、新藤正人、河崎正一、大成建二

竹端 裕

- 4 認定後の最初の定時総会における代表理事候補者の選任は、第 24 条第 3 項により予め行う総会において行うものとする。